

酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱

一般社団法人 Jミルク

制定 平成29年1月20日

一部改正 平成30年1月19日

第1 趣旨

最近の酪農乳業をめぐる情勢は、酪農生産基盤の弱体化に歯止めがかからず、需要に見合った生乳の確保が困難な状況が続いている。またTPP合意を契機にした二国間FTA・EPAの締結などにより、今後、乳製品自由化が加速し、国内牛乳乳製品市場のボラタリティが高まり生乳及び牛乳乳製品の流通や需給に予期せぬ混乱が生じる可能性がある。

よって、酪農乳業関係者は、こうした状況に対応し、わが国酪農乳業産業の安定的発展を継続させる観点から、①酪農生産基盤の強化、②国産生乳需要基盤の確保、③生乳需給の安定のための緊急的な取り組みを推進するものとする。

このため、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業産業基盤強化基金（以下、「産業基盤強化基金」という。）を造成し、この産業基盤強化基金を活用して酪農乳業産業基盤強化特別対策事業（以下、「本事業」という。）を実施するものとし、本事業の実施に関しては、この要綱に定める。

第2 産業基盤強化基金の造成

産業基盤強化基金については、乳業者からの財源拠出等により造成するものとし、その拠出方法及び管理等については、別に定める「酪農乳業産業基盤強化基金要領」によるものとする。

第3 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度から平成31年度までの3か年とする。

第4 事業の内容

Jミルクが、産業基盤強化基金から助成する事業は、次の通りとする。

1 酪農生産基盤強化事業

搾乳牛頭数の減少等により生乳生産の減少が見通される中、需要に見合った国産生乳を確保するために実施する以下の事業。

(1) 乳用牛資源緊急確保事業

全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会及びJミルク会長が特に

認めた者（以下、「全国連等」という。）が、輸入した乳用雌牛の育成牛又は初妊牛を、自ら又はその会員団体もしくはその両方が費用の一部を助成して、酪農家に供給する事業。

（２）生乳増産対策特認事業

全国連等が、自ら又はその会員団体もしくはその両方が費用の一部を助成して実施する事業であって、特に生乳の増産に効果があるとＪミルクが認めた事業。

（３）地域生産基盤強化支援事業

Ｊミルク定款第５条の（１）のイの指定生乳生産者団体及び農業協同組合、農業協同組合連合会等（以下、「指定団体等」という。）が、酪農生産基盤を強化するため、地域の実態を踏まえた対策を、自らの会員団体関係者等と連携して行う次の事業。

ア 生産基盤強化の改善・指導

指定団体等、自ら又はその会員団体等を区域とする地域において、酪農乳業関係者等で構成する会議を開催し、当該地域の酪農生産基盤強化のための経営及び技術的課題とそれを改善するための具体的な指導及び支援、課題解決の方針を設定し、これを実行するための酪農家等を対象にした研修会の開催及び現地指導などを行う事業。

イ 生産基盤強化支援対策の推進

指定団体等が、アで設定した地域の酪農生産基盤強化のための課題解決の方針の実行に向けた、地域の事態を踏まえ自ら企画提案する具体的な取り組み等について、必要な経費を助成して支援する事業。

２ 国産牛乳乳製品高付加価値化事業

一般社団法人日本乳業協会、全国乳業協同組合連合会、全国農協乳業協会及びその会員団体等（以下、「乳業団体等」という。）が、国産生乳及び牛乳乳製品の安定的な需要基盤の確保、高付加価値化による地域乳業経営の体質強化を図るために行う以下の事業。

（１）国産牛乳乳製品高付加価値化の推進

乳業団体が、関係者で構成する検討会を設置し、地域乳業における事業の高付加価値化を推進するための戦略方針及びアクションプランを策定する事業

（２）国産牛乳乳製品高付加価値化の支援

乳業団体等が、（１）で策定した方針及びアクションプランに基づき、自ら又はその会員団体等と連携して、地域乳業者による、国産牛乳乳製品の高付加価値化プラン作り、HACCP制度化への対応、製造技術・品質に係る改善と習得、優れた経営モデルの研究・普及のための若手経営者・幹部職員を対象とした研修会の開催等への支援、並びにこれらに関連した調査や専門指導等を実施する事業

3 生乳需給安定事業

Jミルクが、国内乳製品需給の大幅な過剰又は不足が生じる状況に迅速に対処し、国内外の需給や流通に係る情報の酪農乳業間の共有化を進めるとともに、政府・生産者・乳業者が連携して計画的な需給管理を推進するための役割分担や基本的ルールについて検討を行う事業

第5 事業の実施

1 事業実施要領の作成

第4の事業の実施に当たっては、その事業実施の手順や産業基盤強化基金からの助成の仕組み等については、Jミルク会長が予め定める事業実施要領によるものとする。

2 事業実施計画

Jミルクは、本事業の実施に当たり、毎年度、前項の事業実施要領に基づく事業実施計画を策定し、理事会での承認を受けるものとする。

3 事業実施報告

Jミルクは、毎年度事業が終了した時点で、当該年度の事業実施及び産業基盤強化基金の状況について、翌年度に開催される総会で報告するものとする。

4 事務の委託

Jミルクは、事業の一部を会員等に委託して行うことができるものとする。

第6 事業財源の確保

本事業を実施する生産者団体にあつては、本事業の円滑な推進を図るため、既存の財源の活用も含めて必要な財源を確保するなどの措置を講ずるものとする。

第7 その他

1 事業実施主体は、事業の円滑及び効果的な推進を図るため、関係者に対して、事業の趣旨や内容等の周知徹底に努めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本対策の実施につき必要な事項については、Jミルク会長が別に定めることができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年1月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年1月19日から施行する。